

広島県教育委員会訓令第5号

県立学校

広島県立学校職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十八日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

広島県立学校職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令

広島県立学校職員の人事評価に関する訓令（平成二十八年広島県教育委員会訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第8条関係）							
イ 教育職				イ 教育職			
校長	職名	評価項目	内 容	校長	職名	評価項目	内 容
	(略)	③教職員人事管理	教職員の服務監督を適切に行うこと。 教職員が発言・行動しやす い 組織風土を創り出すこと。 教職員の人事評価を適正に行うとともに、人材育成を図ること。 主任の命課、分掌配置等を適切に行うこと。		(略)	③教職員人事管理	教職員の服務監督を適切に行うこと。 教職員が発言・行動しやす い 組織風土を創り出すこと。 教職員の人事評価を適正に行うとともに、人材育成を図ること。 主任の命課、分掌配置等を適切に行うこと。
教頭	(略)	③教職員指導	教職員の能力を把握し、的確な指導育成を行うこと。 教職員の服務監督を適切に行うこと。 教職員が発言・行動しやす い 組織風土を保つこと。	教頭	(略)	③教職員指導	教職員の能力を把握し、的確な指導育成を行うこと。 教職員の服務監督を適切に行うこと。
主幹教諭(部主事に限る。「以下部主事」という。)	(略)	②教職員の育成	部に属する教職員に指導助言をし、能力の育成を行うこと。 部に属する教職員が発言・行動しやす い 組織風土を保つこと。	主幹教諭(部主事に限る。「以下部主事」という。)	(略)	②教職員の育成	部に属する教職員に指導助言をし、能力の育成を行うこと。
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)
備考 (略)		
ロ (略)		
ハ 行政職 (二に掲げる職務を除く。)		
職名	評価項目	内容
事務部長 総括事務長 事務長	③事務職員 育成	事務室に属する事務職員等に指導助言をし、能力の育成を行うこと。 事務室に属する事務職員等が発言・行動しやすい組織風士を保つこと。
(略)	(略)	(略)
ニ (略)		

(略)	(略)	(略)
備考 (略)		
ロ (略)		
ハ 行政職 (二に掲げる職務を除く。)		
職名	評価項目	内容
事務部長 総括事務長 事務長	③事務職員 育成	事務室に属する事務職員等に指導助言をし、能力の育成を行うこと。
(略)	(略)	(略)
ニ (略)		

附 則

この教育委員会訓令は、令和六年四月一日から施行する。